

多古町魅力発信交流館(たこらぼ) 管理運営団体の募集!



交流館については、「官民協働」によって施設の管理運営をしています。施設の用途・目的をご理解の上、**令和3年4月から管理運営をしていただける団体を募集します。**

下記の募集要件に該当し、施設の管理運営に意欲のある団体は、詳細についてご説明しますので、各受付期間内に地方創生課窓口(役場2階)へお越しの上、お申し込みください。
※お越しの際は、事前に電話にて日程調整をお願いします。

- 【募集要項の閲覧・配布開始】 12月1日(火)
- 【参加申込書受付期間・質問書受付期間】 令和3年1月12日(火)～1月22日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土・日を除く)
- 【企画提案書受付期間】 令和3年1月25日(月)～2月5日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土・日を除く)
- 【募集要件】

町内に主たる事務所(活動拠点)を有する下記①～③の団体のうち、年間(土日・祝日を含む、毎週火曜日・年末年始は定休日)を通して施設の管理運営が可能な団体。

- ①公共的団体
商工会、社会福祉協議会、シルバー人材センター等、法律に基づき設立され、公共的な活動(公共の利益を優先させて行う活動)を行っている団体。
- ②NPO法人
特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき、県知事の認証を受けて設立された特定非営利活動法人(NPO法人)で、まちづくりの推進または観光の振興を図る活動を行っている法人。
- ③一般社団法人等
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された法人で、まちづくりの推進または観光の振興を図る活動を行っている法人等。

詳細は町ホームページをご確認ください。

申込・お問合せ●地方創生課地方創生推進係 ☎ 76-5417



第3弾!! 交流イベント

TakoMana.3

コミュニケーション ライフデザインセミナー・交流会

仕事、年齢、性別が違う皆さんが集まり、コミュニケーションを図りながらお互いを高め合う。仕事や家庭、これからのライフデザインについて考える交流会です。

日時●令和3年1月31日(日) 午後1時30分～4時

会場●多古町民体育館

対象者●20歳から35歳までの方(町内に在住・在勤の方を優先します)

募集人数●20名程度 男女各10名程度 ※応募多数の場合は抽選

参加費●無料

申込方法●町ホームページ、またはチラシ申込書により、12月25日(金)までにメール、郵送または直接窓口へ提出してください。



お問合せ●地方創生課地方創生推進係 ☎ 76-5417

講師

NHK等のマスコミに多数出演!
103kgの恋愛カウンセラー

はねばやし ゆず
羽林由鶴さん



国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯や、収入が減少した世帯は、申請により国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。
※「主たる生計維持者」とは、国民健康保険上の世帯主をいいます。

●減免の対象となる世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
 - 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯
 - (1) 令和2年中の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが令和元年に比べて3割以上減少する見込みであること
 - (2) 令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること(0円やマイナスではないこと)
 - (3) 収入の減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年所得の合計額が400万円以下であること
- ※世帯の主たる生計維持者の3割以上減少することが見込まれる収入にかかる令和元年中の所得が0円もしくはマイナスの場合は、減免の対象となりません。

●減免額

- 1に該当する場合 ⇒ **全額減免**
- 2に該当する場合 ⇒ **対象保険税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額を減免**
- A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入の令和元年の所得額(減少が見込まれる収入が2つ以上ある場合はその合計額)
- C: 世帯の主たる生計維持者と被保険者全員の令和元年の所得の合計額
- D: 減免割合

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合(D)
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※世帯の主たる生計維持者が事業等の廃止や失業した場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部が減免となります。

●申請方法

税務課窓口にて申請。※減免に該当すると思われる方は下記お問合せ先へご連絡ください。

●申請期限

令和3年3月31日まで

※介護保険料、後期高齢者医療保険料についても、国民健康保険税と同様に申請により減免を受けられる場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

お問合せ●国民健康保険税・介護保険料 税務課課税係 ☎ 76-5402
後期高齢者医療保険料 住民課国保年金係 ☎ 76-5405

●減免の対象となる保険税

令和元年度(平成31年度)の保険税第8期、令和2年度の保険税、第1期から第8期

国民健康保険税 減免対象範囲

平成31年度(令和元年度)								令和2年度							
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
国民健康保険税 減免対象範囲 →															